

## 「佐賀県産木材」地産地消の応援団 登録要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、県産木材を積極的に利用・PRする企業・団体等を募集し、県産木材利用推進プロジェクトのホームページ等で広報宣伝することで、佐賀県産木材と企業・団体等の知名度の向上による相乗効果により、県産木材の需要拡大を図ることを目的とする。

### (企業・団体等の登録)

第2条 「県産木材利用推進プロジェクト会議（以下「会議」という。）」は、県内に事業所がある企業・団体等及び県内で活動する企業・団体等から登録の依頼を受け、この要領の基準を満たすと認められたときは、「佐賀県産木材」地産地消の応援団（以下「応援団」という。）として登録する。

### (登録基準)

第3条 「応援団」への登録を依頼する企業・団体等は、別表に定める基準を満たさなければならない。

### (登録方法)

第4条 「応援団」への登録を依頼する企業・団体等は、登録依頼書（様式第1号）に必要書類を添付し、会議の委員長に提出するものとする。

また、既登録の企業・団体等で登録内容に変更等が生じた場合についても、同様の資料を提出するものとする。

### (登録証の交付)

第5条 会議の委員長は、登録した企業・団体等に登録証（様式第2号）を交付する。

### (登録証の有効期限)

第6条 登録証の有効期限は、平成29年3月末までとする。

### (活動報告)

第7条 「応援団」として登録された企業・団体等は、毎年度末に活動実績報告書（様式第3号）を提出するものとする。

### (広報宣伝)

第8条 会議の委員長は、「応援団」として登録した企業・団体等のPRについて、県産木材利用推進プロジェクトのホームページ等で広報宣伝の支援を行う。

2 「応援団」として登録した企業・団体等は、「佐賀県産木材」地産地消の応援団のイメージキャラクター「モクリン」・ロゴ（様式第4号）を企業・団体等のPR活動において、有効に活用することができるものとする。

(登録の取消し)

第9条 会議の委員長は、「応援団」が次の事由に該当することが判明した場合、登録を取り消すことができる。

- 1 営業を終了したとき
- 2 登録基準に該当しなくなったとき
- 3 活動報告書が提出されなかったとき

(その他)

第10条 この要領のほか、必要な事項については、会議の委員長が別に定めるものとする。

[附則]

この要領は、平成20年8月6日から施行する。

この要領は、平成24年4月23日から施行する。

別表

共通事項	○「県産木材利用推進プロジェクト実施要綱」の趣旨に賛同する企業・団体等であること ○県産木材を積極的に利用・PRする企業・団体等であること
丸太生産者	○佐賀県木材業者に登録されている企業・団体であること ○生産した丸太を主に県内で販売する企業・団体であること
製材工場	○佐賀県製材業者に登録されている企業・団体等であること ○製材・加工した製品を主に県内で販売する企業・団体等であること
木材店	○佐賀県木材業者に登録されている企業・団体であること ○主に県内の大工・工務店等に販売する企業・団体等であること
家具・建具店	○主に県内で家具・建具を生産している企業・団体等であること
大工・工務店	○主に県内で建築している企業・団体等であること
建築設計事務所	○主に県内の公共建築物や住宅を設計している企業・団体等であること
NPO、その他企業・団体等	○主に県内で活動している企業・団体等であること

(様式第1号)

平成 年 月 日

県産木材利用推進プロジェクト会議

委員長 五十嵐 勉 様

企業・団体名

代表者氏名

印

「佐賀県産木材」地産地消の応援団 登録依頼書

このことについて、「佐賀県産木材」地産地消の応援団登録要領第4条の規定に基づき、下記のとおり提出します。

なお、登録されたときは、同要領第8条の規定によるPRについて、この登録依頼書の記載事項を公開することに同意します。

1 依頼者情報

登録の種類	新規 ・ 変更
業 種 (いずれかに○)	丸太生産者 製材工場 木材店 家具・建具店 大工・工務店 建築設計事務所 NPO その他 ( )
企業・団体等の名称	
住 所	〒
電話・FAX番号	
E-mail	
URL	http://
担当者の氏名	

## 2 企業・団体等の概要

代表者の氏名	
木材業及び製材業登録番号、建築許可番号等	
主な活動場所	
主な活動内容	
企業・団体等の佐賀県産木材の利用に関するPR (150文字以内)	

※主な活動場所には、活動の拠点とする場所（例：唐津市周辺など）を記入する。

主な活動内容には、県産木材に関する内容（例：県産木材の製材など）を記入する。

## 3 その他

添付資料：企業・団体等の概要がわかる写真（2枚まで）

---

(様式第2号)

## 「佐賀県産木材」地産地消の応援団

# 登 録 証

様

県産木材利用推進プロジェクト会議  
委員長

平成 年 月 日付けで依頼のありました「佐賀県産木材」地産地消の応援団への登録については、「佐賀県産木材」地産地消の応援団登録要領第2条に基づき、下記のとおり登録します。

記

- 1 登録番号 第 号
- 2 企業・団体等の名称及び所在地  
名 称：  
所在地：
- 3 登録年月日 平成 年 月 日
- 4 有効期限 平成 年 月 日



(様式第3号)

平成 年 月 日

県産木材利用推進プロジェクト会議  
委員長 様

企業・団体名  
代表者氏名 印

「佐賀県産木材」地産地消の応援団 活動実績報告書

このことについて、「佐賀県産木材」地産地消の応援団登録要領第7条の規定に基づき、下記のとおり提出します。

1 活動実績

活動年月日	活 動 内 容

※活動内容の欄には、できるだけ詳しい内容を記入する。

2 その他

添付資料：企業・団体等の活動内容がわかる写真

(様式第4号)

「佐賀県産木材」地産地消の応援団のイメージキャラクター・ロゴ

○イメージキャラクター「モクリン」

「左右反転可」の表記があるもの以外は左右反転不可



○ロゴ

「佐賀県産木材」地産地消の応援団

「佐賀県産木材」地産地消の応援団

「佐賀県産木材」地産地消の応援団

「佐賀県産木材」地産地消の応援団

※イメージキャラクター「モクリン」は、必ずロゴと組み合わせて使用すること  
「佐賀県産木材」地産地消の応援団のロゴは、ロゴのみで使用してもよい

■佐賀県産木材の販路拡大

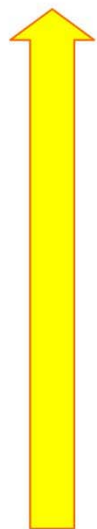
# 「佐賀県産木材」地産地消の応援団の登録

○取り組みのメリット  
佐賀県産木材と企業・団体等の知名度の向上など、  
相乗効果による佐賀県産木材の需要拡大



「県産木材」を生産・利用する企業や団体など

- 丸太生産者
- 製材工場
- 木材店
- 家具・建具店
- 大工・工務店
- 建築設計事務所
- NPO
- その他



①登録依頼書の提出

⑤活動実績報告書の提出



③登録証の交付



⑥顕著な功績があった企業・団体等への感謝状の贈呈

県産木材利用推進プロジェクト会議

②企業・団体等から提出された書類の内容確認



④登録企業・団体等をホームページへ掲載

問い合わせ・注文



県民の方々

ホームページの閲覧

